

## 南相馬市就業等人材確保住宅条例・施行規則の廃止について（概要）

### 1 趣旨

就業等人材確保住宅については、平成29年度に利用を開始し、令和3年度末で5年のリース契約が終了する。現在、市内の民間賃貸住宅の不足状況は解消され空き室も出ている状況から、パブリックコメント手続きの実施結果等を踏まえ、当初計画の通り、リース期間終了に伴い令和3年度を以って事業を廃止し、併せて条例及び施行規則を廃止するもの。

### 2 パブリックコメント実施の結果

#### (1) パブリックコメントの意見

令和3年12月15日（水）から令和4年1月7日（金）までの間「南相馬市就業等人材確保住宅条例・施行規則（素案）」についてパブリックコメント手続きを実施した結果は以下のとおり。

- ①意見総数 **0件（0人）**
- ②意見内容 **なし**
- ③意見等による素案の修正 **なし**

#### (2) 地域協議会からの意見

- ①意見総数 **1件（1人）**
- ②意見内容 別紙（資料1-4）のとおり
- ③意見等による素案の修正 **なし**

### 3 今後の予定

No.	日程	項目
1	令和4年1月21日（金）⇒ 小高区 1月25日（火）⇒ 原町区 1月27日（木）⇒ 鹿島区	3区地域協議会へ諮問
2	令和4年2月	企画調整会議・庁議 （パブリックコメント手続き・ 地域協議会結果）
3	令和4年3月	3月議会上程（廃止条例・ 施行規則制定）
5	令和4年3月31日	供用終了～条例・施行規則 廃止～解体（4月以降）

南相馬市条例第 号

南相馬市就業等人材確保住宅条例を廃止する条例（案）

南相馬市就業等人材確保住宅条例（平成 29 年南相馬市条例第 11 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南相馬市規則第 号

南相馬市就業等人材確保住宅条例施行規則を廃止する規則（案）

南相馬市就業等人材確保住宅条例施行規則（平成 29 年南相馬市規則第 15 号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南相馬市就業等人材確保住宅条例を廃止する条例(素案)等に係るパブリックコメント手続きの  
実施について  
(地域協議会報告分)

No.	委員からの意見	担当課(建築住宅課)からの回答
1	<p>・民間賃貸住宅事情が改善され、空き室が出ていることも条例廃止の一因であるとのことだが、南相馬市に技術のある若者が移住してきてもアパート代が高くて大変であると言っている。 地元へ貢献する若者には、少し補助金を出してあげてはどうかと思う。</p>	<p>○現在、市外から転入する移住世帯の内、民間賃貸住宅等に入居する、市内で新たに起業・就業する45歳以下の単身世帯や、45歳以下の若年夫婦世帯、18歳未満の子供がいる世帯に対し、18万円の奨励金を交付しております。</p>
2	<p>・「2事業の経過」によると、市が設置工事を開始し、その後供用を開始したとあるので、市で新築した建物と理解して良いか。 また、同ページ「3事業概要(2)事業内容」にリース形式により整備した住宅と記されているが、これは民間の建物を市がリースを受けたものと理解して良いか。もし、市が新築したものであれば事業廃止後、当該建物はどのようなのでしょうか。</p>	<p>○就業等人材確保住宅については、市が住宅業者と、建物の設置工事から解体撤去工事までを含めたリース式住宅として契約し提供しております。 このことから、事業廃止後は、住宅業者が建物を解体し撤去致します。</p>